

宅配便利用約款

国官参物第二二六―八七号
平成三十一年四月一日

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 運送の引受け（第二条～第八条）
- 第三章 付帯業務（第九条～第十三条）
- 第四章 指図（第十四条～第十五条）
- 第五章 事故（第十六～第十八条）
- 第六章 責任（第十九条～第二十七条）

第一章 総則

（適用範囲）

- 第一条 宅配便荷物の運送に関しては、この運送約款が適用されます。
- この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章 運送の引受け

（受付日時）

- 第二条 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（送り状）

- 第三条 当社は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは荷送人が記載し、第五号から第十四号までは当社が記載するものとします。ただし、第九号は記載しない場合があります。
- 荷送人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 荷受人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
- 運送物の品名
- 運送物の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等荷物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
- 宅配便名
- 当社の名称、住所及び電話番号
- 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
- 荷物引渡予定日
- 荷物引渡予定日（特定の日に荷受人が使用する荷物の運送を当社が引き受けたときは、その使用目的及び荷物引渡日時を記載します。）
- 重量及び容積の区分
- 運賃その他運送に関する費用の額
- 責任限度額（一個の荷物につき（消費税等を含む価格）三万円）
- 問い合わせ窓口電話番号
- その他荷物の運送に関し必要な事項

（荷物の内容の確認）

- 第四条 当社は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項があるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。
- 当社は、前項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 第一項の規定により点検した場合において、荷物の品名又は運送上の特段の注意事項が荷送人の記載したところと異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

（荷造り）

- 第五条 荷送人は、荷物の性質、重量、容積等に応じた運送に適するように荷造りをしなければなりません。
- 当社は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

（引受拒絶）

- 第六条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。
- 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。

（引受拒絶）

- 一 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき
- 荷造りが運送に適さないとき。
- 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 荷物が次に掲げるものであるとき。
- 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- その他当社が特に定めて表示したもののうち、天災その他やむを得ない事由があるとき。
- （次に掲げる荷物は引き受けません。）
 - 貴重品
 - 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
 - シリジウム、タンクステン、その他の希少金属及び製品
 - 通貨（紙幣、硬貨）
 - 株券、債権、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
 - ダイヤモンド、紅玉、緑碧玉、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品

- (1) 美術品及び骨董品
- (2) 生きた動物（魚類を含む）
- (3) 遺体、遺骨
- (4) 危険品

- (5) 火薬類、高压ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸性物質
- (6) 毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物質及びその付着物質等、又は銃砲刀剣類等であって航空法施行規則第九十四条の規定により輸送が禁止されているもの（同条第二項の規定により同項の要件を満たすことによつてこれに含まれないものとされたものであつても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む）
- (7) 複数の個人情報が入内容物に含まれたもの
- (8) 前記(4)並びに(5)の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によつて輸送を禁止若しくは、制限されたもの
- (9) 貨物の外装に荷送人及び荷受人に氏名又は商号、並びに住所の表示のないもの
- (10) 包装、荷造りの不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの
- (11) 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの
- (12) 前記(1)から(10)に掲げるもののほか、航空会社において引受けを制限している荷物及び品目分類運賃が適用される荷物は引受けません。
- (13) 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- (14) 当社は、一個の荷物の申告価格が三十万円を超える当該荷物は、引受けません。
- (15) 外装表示

第三章 荷物の引渡し

- 第七条 当社は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号（記載のない場合を除く）、第十二号及び第十三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。
- （運賃等の收受）
- 第八条 当社は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃、料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- （以下「運賃等」という。）を收受します。
- 第九条 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合、記載の日までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時までに荷物を引き渡します。
- 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合、送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引き受けた場所又は配達先が当店が定めて表示した離島、山間地帯にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 最初の四百キロメートル 二日
- 最初の四百キロメートルを超え、運送距離四百キロメートルまで 二日
- （荷受人以外の者に対する引渡し）
- 第十条 当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
- 配達先が住宅の場合、その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 配達先が前号以外の場合、その管理者又はこれに準ずる者
- （荷受人等が不在の場合の措置）
- 第十一条 当社は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」という。）によつて通知した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。
- 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人（荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人を含む。）の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することができます。この場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。
- （引渡しができない場合の措置）
- 第十二条 当社は、荷受人を通知することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対して、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

（引渡しができない荷物の処分）

- 第十三条 当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日までに、

第四章 指図

- 第十四条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは行使することができません。
- 第一項に規定する指図に従つて行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。
- （指図に応じない場合）
- 第十五条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあるとき、又は前項の規定により指図に応じないとき、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事故

- 第十六条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当社は、荷物が著しい損傷を発生したとき、又は荷物の引渡しに荷物が著しく遅延するおそれがあるときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （事故の際の措置）
- 第十七条 当社は、荷物の滅失を発生したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （危険品等の処分）
- 第十八条 当社は、荷物が第六条第一項第六号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- （責任の初期）
- 第十九条 荷物の滅失又は損傷についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取ったときに始まり、
- （責任と準証）
- 第二十条 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が不着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が荷物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- （免責）
- 第二十一条 当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

第六章 責任

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 不可抗力による火災
- 予見できない異常な交通障害
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。
- 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
- 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
- 他物との接触、その他航空機内において発生しやすき事故

（引受拒絶）

- 一 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき
- 荷造りが運送に適さないとき。
- 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 荷物が次に掲げるものであるとき。
- 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- その他当社が特に定めて表示したもののうち、天災その他やむを得ない事由があるとき。
- （次に掲げる荷物は引き受けません。）
 - 貴重品
 - 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
 - シリジウム、タンクステン、その他の希少金属及び製品
 - 通貨（紙幣、硬貨）
 - 株券、債権、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
 - ダイヤモンド、紅玉、緑碧玉、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品

- (1) 美術品及び骨董品
- (2) 生きた動物（魚類を含む）
- (3) 遺体、遺骨
- (4) 危険品

- (5) 火薬類、高压ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸性物質
- (6) 毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物質及びその付着物質等、又は銃砲刀剣類等であって航空法施行規則第九十四条の規定により輸送が禁止されているもの（同条第二項の規定により同項の要件を満たすことによつてこれに含まれないものとされたものであつても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む）
- (7) 複数の個人情報が入内容物に含まれたもの
- (8) 前記(4)並びに(5)の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によつて輸送を禁止若しくは、制限されたもの
- (9) 貨物の外装に荷送人及び荷受人に氏名又は商号、並びに住所の表示のないもの
- (10) 包装、荷造りの不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの
- (11) 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの
- (12) 前記(1)から(10)に掲げるもののほか、航空会社において引受けを制限している荷物及び品目分類運賃が適用される荷物は引受けません。
- (13) 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- (14) 当社は、一個の荷物の申告価格が三十万円を超える当該荷物は、引受けません。
- (15) 外装表示

第三章 荷物の引渡し

- 第七条 当社は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号（記載のない場合を除く）、第十二号及び第十三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。
- （運賃等の收受）
- 第八条 当社は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃、料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- （以下「運賃等」という。）を收受します。
- 第九条 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合、記載の日までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時までに荷物を引き渡します。
- 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合、送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引き受けた場所又は配達先が本店が定めて表示した離島、山間地帯にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 最初の四百キロメートル 二日
- 最初の四百キロメートルを超え、運送距離四百キロメートルまで 二日
- （荷受人以外の者に対する引渡し）
- 第十条 当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
- 配達先が住宅の場合、その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 配達先が前号以外の場合、その管理者又はこれに準ずる者
- （荷受人等が不在の場合の措置）
- 第十一条 当社は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」という。）によつて通知した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。
- 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人（荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人を含む。）の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することができます。この場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。
- （引渡しができない場合の措置）
- 第十二条 当社は、荷受人を通知することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対して、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

（引渡しができない荷物の処分）

- 第十三条 当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日までに、

第四章 指図

- 第十四条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは行使することができません。
- 第一項に規定する指図に従つて行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。
- （指図に応じない場合）
- 第十五条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあるとき、又は前項の規定により指図に応じないとき、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事故

- 第十六条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当社は、荷物が著しい損傷を発生したとき、又は荷物の引渡しに荷物が著しく遅延するおそれがあるときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （事故の際の措置）
- 第十七条 当社は、荷物の滅失を発生したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （危険品等の処分）
- 第十八条 当社は、荷物が第六条第一項第六号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- （責任の初期）
- 第十九条 荷物の滅失又は損傷についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取ったときに始まり、
- （責任と準証）
- 第二十条 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が不着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が荷物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- （免責）
- 第二十一条 当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

第六章 責任

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 不可抗力による火災
- 予見できない異常な交通障害
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。
- 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
- 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
- 他物との接触、その他航空機内において発生しやすき事故

（引受拒絶）

- 一 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき
- 荷造りが運送に適さないとき。
- 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 荷物が次に掲げるものであるとき。
- 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- その他当社が特に定めて表示したもののうち、天災その他やむを得ない事由があるとき。
- （次に掲げる荷物は引き受けません。）
 - 貴重品
 - 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
 - シリジウム、タンクステン、その他の希少金属及び製品
 - 通貨（紙幣、硬貨）
 - 株券、債権、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
 - ダイヤモンド、紅玉、緑碧玉、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品

- (1) 美術品及び骨董品
- (2) 生きた動物（魚類を含む）
- (3) 遺体、遺骨
- (4) 危険品

- (5) 火薬類、高压ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸性物質
- (6) 毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有害物質及びその付着物質等、又は銃砲刀剣類等であって航空法施行規則第九十四条の規定により輸送が禁止されているもの（同条第二項の規定により同項の要件を満たすことによつてこれに含まれないものとされたものであつても、航空会社において引受条件を指定されているものを含む）
- (7) 複数の個人情報が入内容物に含まれたもの
- (8) 前記(4)並びに(5)の他、航空法、その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によつて輸送を禁止若しくは、制限されたもの
- (9) 貨物の外装に荷送人及び荷受人に氏名又は商号、並びに住所の表示のないもの
- (10) 包装、荷造りの不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他他に迷惑を及ぼすと当社が認めたもの
- (11) 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認めたもの
- (12) 前記(1)から(10)に掲げるもののほか、航空会社において引受けを制限している荷物及び品目分類運賃が適用される荷物は引受けません。
- (13) 天災その他やむを得ない事由があるとき。
- (14) 当社は、一個の荷物の申告価格が三十万円を超える当該荷物は、引受けません。
- (15) 外装表示

第三章 荷物の引渡し

- 第七条 当社は、荷物を受け取る時に、第三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号（記載のない場合を除く）、第十二号及び第十三号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。
- （運賃等の收受）
- 第八条 当社は、荷物を受け取る時に、国土交通大臣に届け出た運賃、料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を收受します。
- （以下「運賃等」という。）を收受します。
- 第九条 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がある場合、記載の日までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に荷物の使用目的及び荷物引渡日時を記載してその運送を引き受けたときは、送り状に記載した荷物引渡日時までに荷物を引き渡します。
- 当社は、送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合、送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引き受けた場所又は配達先が本店が定めて表示した離島、山間地帯にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）までに荷物を引き渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引き渡すことがあります。
- 最初の四百キロメートル 二日
- 最初の四百キロメートルを超え、運送距離四百キロメートルまで 二日
- （荷受人以外の者に対する引渡し）
- 第十条 当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
- 配達先が住宅の場合、その配達先における同居者又はこれに準ずる者
- 配達先が前号以外の場合、その管理者又はこれに準ずる者
- （荷受人等が不在の場合の措置）
- 第十一条 当社は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」という。）によつて通知した上で、営業所その他の事業所で荷物を保管します。
- 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人（荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人を含む。）の承諾を得て、その隣人に荷受人への荷物の引渡しを委託することができます。この場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人の氏名を記載します。
- （引渡しができない場合の措置）
- 第十二条 当社は、荷受人を通知することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対して、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

（引渡しができない荷物の処分）

- 第十三条 当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日までに、

第四章 指図

- 第十四条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは行使することができません。
- 第一項に規定する指図に従つて行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。
- （指図に応じない場合）
- 第十五条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあるとき、又は前項の規定により指図に応じないとき、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事故

- 第十六条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当社は、荷物が著しい損傷を発生したとき、又は荷物の引渡しに荷物が著しく遅延するおそれがあるときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （事故の際の措置）
- 第十七条 当社は、荷物の滅失を発生したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （危険品等の処分）
- 第十八条 当社は、荷物が第六条第一項第六号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- （責任の初期）
- 第十九条 荷物の滅失又は損傷についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取ったときに始まり、
- （責任と準証）
- 第二十条 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が不着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が荷物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- （免責）
- 第二十一条 当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

第六章 責任

- 一 荷物の欠陥、自然の消耗
- 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騷擾その他の事変又は強盗
- 不可抗力による火災
- 予見できない異常な交通障害
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し。
- 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
- 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
- 他物との接触、その他航空機内において発生しやすき事故

（引受拒絶）

- 一 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- 荷送人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第四条第一項の規定による点検の同意を与えないとき
- 荷造りが運送に適さないとき。
- 運送に関し荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 荷物が次に掲げるものであるとき。
- 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
- その他当社が特に定めて表示したもののうち、天災その他やむを得ない事由があるとき。
- （次に掲げる荷物は引き受けません。）
 - 貴重品
 - 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
 - シリジウム、タンクステン、その他の希少金属及び製品
 - 通貨（紙幣、硬貨）
 - 株券、債権、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
 - ダイヤモンド、紅玉、緑碧玉、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品

平成三十一年四月

沖繩県糸満市西崎町四丁目二番地三

沖繩県糸満市西崎町四丁目二番地三

沖繩県糸満市西崎町四丁目二番地三

沖繩県糸満市西崎町四丁目二番地三